

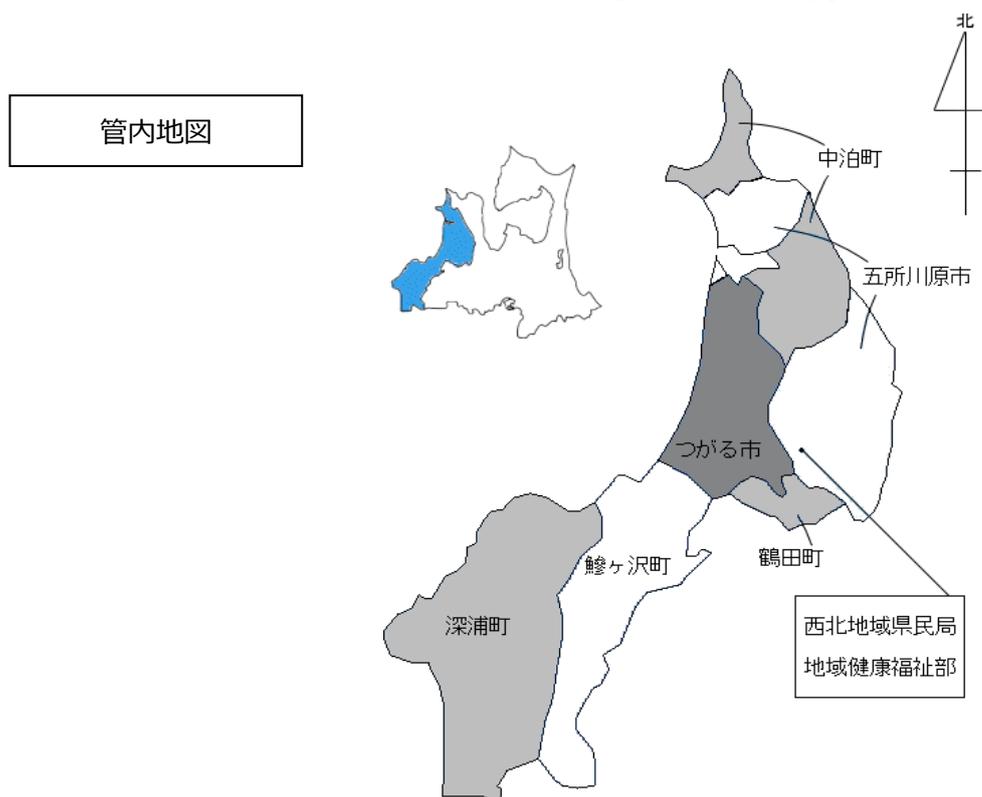
第1 総括

1 管内の概況

1-1 管内の状況

当地域県民局地域健康福祉部の所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鱒ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,752.5km²（県全体の18.2%）、総人口は112,972人（県全体の9.5%）、世帯数は45,590世帯（県全体の8.9%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は41.4%で、県全体の割合（35.3%）を上回っている。



(1) 面積及び推計人口（令和5年10月1日現在）

	面積 (km ²)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15歳未満) 割合(%)	生産年齢人口 (15歳～64歳) 割合(%)	老年人口 (65歳以上) 割合(%)	18歳未満	
							人口 (人)	割合 (%)
五所川原市	404.20	48,938	20,847	9.2	52.9	37.9	5,580	19.8
つがる市	253.55	29,036	10,688	8.8	50.1	41.1	3,252	11.2
鱒ヶ沢町	343.08	8,319	3,479	7.0	46.4	46.6	765	9.2
深浦町	488.91	6,594	2,890	5.9	40.3	53.8	506	7.7
鶴田町	46.43	11,294	4,194	9.7	50.8	39.5	1,391	12.3
中泊町	216.34	8,791	3,690	7.0	44.9	48.1	786	8.9
管内計	1752.51	112,972	45,590	8.6	50.0	41.4	12,280	10.9
県計	9645.10	1,184,558	510,904	10.1	54.6	35.3	147,169	12.4

（国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」、令和5年青森県の人口より再計算）

(2) 西北地域の人口1人当たり市町村民所得

西北地域の人口1人当たり市町村民所得は、2,224千円で対県比率は88.7%となっている。最も高い五所川原市は、2,456千円と対県比率は98.0%となっている。

平成30年度市町村民経済計算

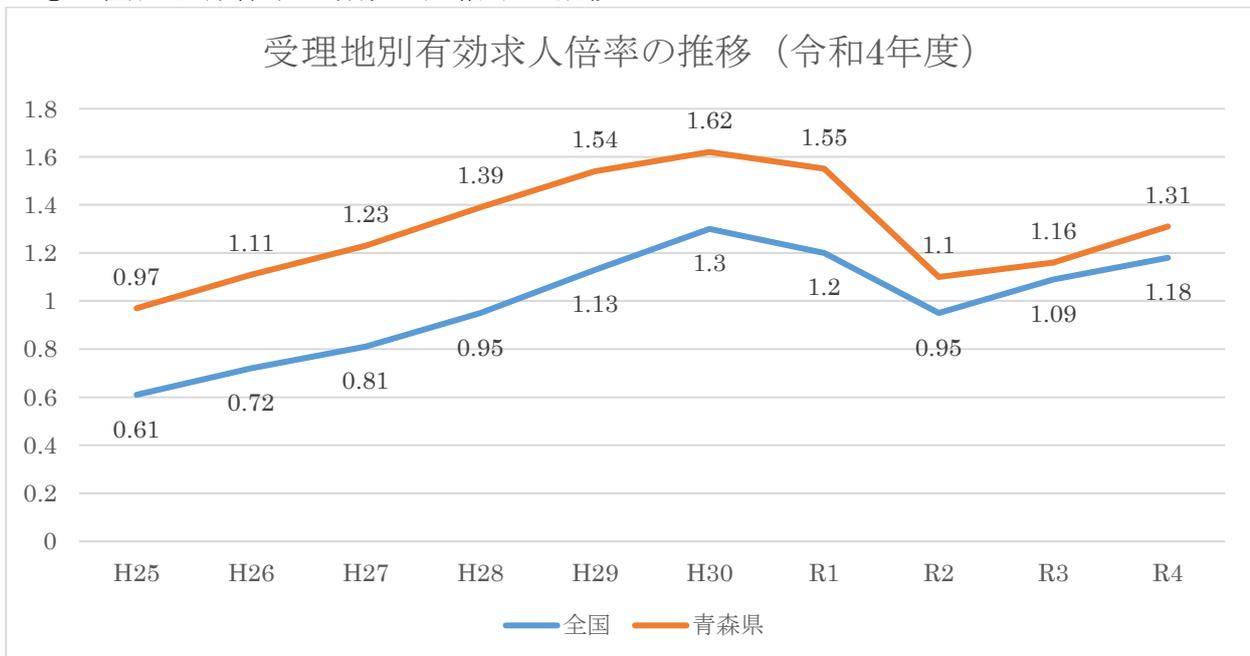
	1人当たり市町村民所得 (千円)	対県比率 (%)
五所川原市	2,456	98.0
つがる市	1,937	77.3
鱒ヶ沢町	2,142	85.4
深浦町	2,027	80.8
鶴田町	2,353	93.9
中泊町	1,824	72.8
西北地域	2,224	88.7
県民経済計算	2,507	100.0

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方法に準拠し、項目ごとに県民経済計算の計数を各種統計数値、照会資料等で按分推計したものである。

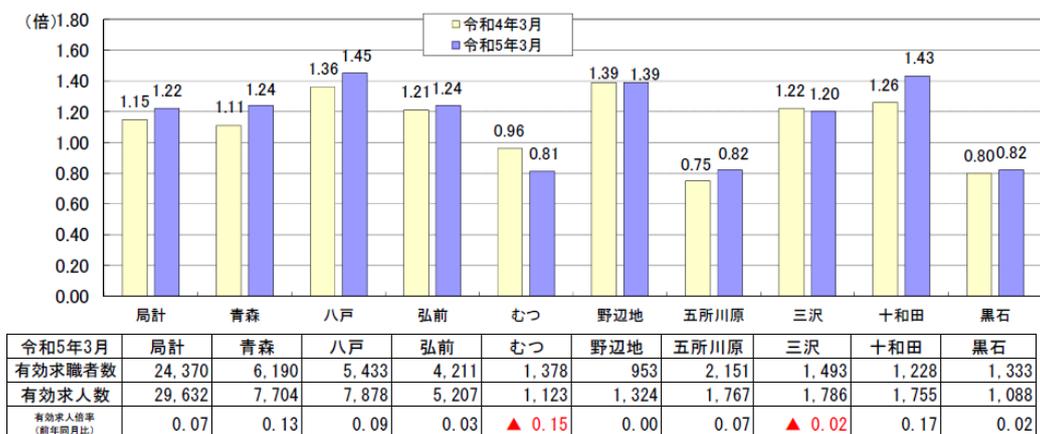
なお、1人当たり市町村所得は、個人の所得水準を表す指標ではない。

(3) 西北地域の有効求人倍率

①全国及び青森県の有効求人倍率の推移



②職業安定所別の有効求人倍率の状況



2 沿革

2-1 保健総室（五所川原保健所）

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m²、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 22 年 5 月

新憲法公布と同時に明治以来警察行政の一部門であった衛生業務は保健所に移管され、同年 9 月保健所法の公布（施行昭和 23 年 1 月 1 日）により保健所業務は更に強化され公衆衛生業務全般に亘り行うことになり、保健所は名実ともに第一線の衛生行政機関となった。

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。
所長 — 総務係、予防係、普及係、衛生係の 4 係。職員数 25 名。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 27 年 4 月

保健所処務規定の施行により 2 課 6 係制となる。

所長

[総務課 — 庶務係、医務薬務係、営業係	職員数 26 名
	保健課 — 予防係、保健係、保健婦係	

青森県五所川原優生保護相談所併設。

昭和 27 年 9 月

性病診療所併設。

昭和 29 年 4 月

保健所処務規定の一部改正により課制が廃止となり、次長制・5 係制となる。

所長、次長 — 庶務係、医務薬務係、環境衛生係、予防係、保健係。職員数 25 名。

昭和 29 年 10 月

青森県五所川原身体障害児相談所併設。

市町村合併促進法に基づく町村の合併によって、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 12 村となった。

五所川原市（五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村合併）、
鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
七和村、小阿弥村、沿川村、喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、
相内村、脇元村、小泊村

昭和 30 年 3 月

町村合併により、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 3 村となった。

五所川原市、
鶴田町（六郷村、梅沢村合併。西郡水元村編入）、板柳町（小阿弥村、沿川村合併。
南郡畑岡村編入）、金木町（喜良市村、嘉瀬村（大字毘沙門だけ五所川原市へ、その
他は金木町へ合併）、中里町（武田村、内潟村合併）、
七和村、市浦村（相内村、脇元村合併。西郡十三村編入）、小泊村

昭和 31 年 9 月

北郡七和村が大字下石川（下石川は浪岡町へ編入）を除き五所川原市へ編入された。
管轄区域は五所川原市と北郡板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村の 1 市
4 町 2 村となった。

昭和 33 年 5 月

保健所処務規定の改正により 3 係制となる。

昭和 34 年 4 月

性病診療所廃止となる。

昭和 37 年 4 月

保健所機構改正により保健婦係が新設され、4 係制となる。
所長、次長 — 総務係、環境衛生係、保健予防係、保健婦係。

昭和 38 年 4 月

行政組織規則の改正により 4 課制となる。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 32 名。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

昭和 43 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 5 課制となった。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課、職員数 37 名。

昭和 47 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 4 課制となった。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 40 名。

昭和 54 年 4 月

衛生指導監の職制が設けられた。

昭和 54 年 7 月

庁舎補修工事のため、仮庁舎（五所川原市新町 33-1 旧五所川原警察署）へ移転。

昭和 54 年 11 月

補修工事完了につき現在地へ移転。

平成 4 年 4 月

行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となり、保健予防課の事務の
一部が健康増進課に移管された。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課。職員数 31 名。

平成7年4月

市浦村保健婦駐在を廃止した。

平成8年4月

所長が鱒ヶ沢保健所兼務となる。

平成9年4月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鱒ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は1市6町7村となる。

五所川原市、
鱒ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、
市浦村、小泊村

五所川原保健所鱒ヶ沢支所が設置され、職員は9名となる。

平成14年4月1日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の1室3部制）」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部（五所川原保健所併置）」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当（五所川原保健所鱒ヶ沢支所併置）」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町10の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は11名。保健部は保健予防課、生活衛生課（環境衛生課から改称）、健康増進課の3課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め37名。

平成17年4月1日

平成17年2月以降の市町村合併により、管轄区域が2市4町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）、つがる市（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併）、
鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町

平成18年4月1日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。職員数7名。

同じく保健部は保健総室（五所川原保健所併置）となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。職員数32名。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。職員数35名。

2-2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

昭和 26 年 10 月 1 日

県条例第 62 号により、西津軽社会福祉事務所(鯨ヶ沢町設置)、北津軽社会福祉事務所(五所川原町設置)として発足する。

昭和 29 年 5 月 1 日

各出先機関の統廃合により、両事務所が統合され西北地方福祉事務所となる。西郡 20 ケ町村、北郡 23 ケ町村を管轄する。

昭和 29 年 10 月 1 日

五所川原市が誕生する。

昭和 30 年に入り、各町村の合併により西北郡 14 ケ町村を管轄する。

昭和 39 年 4 月 1 日

西郡町村長の要望により、鯨ヶ沢支所が設置され、鯨ヶ沢町、深浦町及び岩崎村を管轄する。

昭和 54 年 7 月 5 日

現五所川原合同庁舎に移転する。

昭和 55 年 4 月 1 日

六法総合担当の新福祉事務所に移行する。

平成 5 年 4 月 1 日

福祉関係 8 法が改正され、平成 5 年 4 月から老人及び身障施設の入所措置事務等の町村への移譲に伴い、組織改正する。

平成 9 年 4 月 1 日

板柳町が中南地方福祉事務所に移管となる。また鯨ヶ沢支所が旧鯨ヶ沢保健所の庁舎に移転し、五所川原保健所鯨ヶ沢支所と同一フロアで業務を行う。

平成 12 年 4 月 1 日

弘前児童相談所五所川原支所開設により児童福祉施設入所措置事務等が支所に移管する。

児童の補装具交付及び日常生活用具給付事務が町村へ移譲となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、西北地方福祉事務所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「福祉部(西北地方福祉事務所併置)」に、鯨ヶ沢支所は同部の「鯨ヶ沢地区担当(西北地方福祉事務所鯨ヶ沢支所併置)」となる。「福祉部」庁舎は「こども相談部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の 3 課体制となり、職員数は鯨ヶ沢地区担当を含め 41 名。

平成 16 年 4 月 1 日

組織改編により、福祉部は、福祉調整課、保護課と鯨ヶ沢支所の 2 課 1 支所となり、職員数は、鯨ヶ沢地域担当を含め 38 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併に伴い、生活保護業務の管轄区域は、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町の 4 町となり、職員数は、鱒ヶ沢地区担当を含め 29 名。

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、福祉総室（西北地方福祉事務所併置）となる。職員数 27 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所併設）となる。職員数 27 名（兼務 2 名）。

平成 25 年 4 月 1 日

実施する事業が区域を越えない社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限が市に委譲される。各地方福祉事務所で所管していた特別児童扶養手当事務、児童扶養手当事務、特別障害者手当等事務、社会福祉法人等指導監査業務が東地方福祉事務所に業務集約される。

平成 30 年 4 月 1 日

次長が福祉調整課長兼務となり、青森県型地域共生社会担当が配置される。職員数 23 名。

令和 4 年 4 月 1 日

青森県型地域共生社会担当が福祉調整課に編入される。

2-3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）

平成12年4月1日

児童相談所の再編により、弘前児童相談所所管地域のうち五所川原市、西津軽郡3町5村、北津軽郡3町2村（板柳町を除く）を分割所管することとして、弘前児童相談所五所川原支所が五所川原市栄町10の合同庁舎内に開設された。職員数6名。

平成14年4月1日

行政組織規則の一部改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の1室3部制）が新設され、弘前児童相談所五所川原支所は、「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「こども相談部（支所から格上げされた五所川原児童相談所併置）」となる。

「こども相談部」庁舎は、「福祉部」とともに五所川原市栄町10の合同庁舎内に従前どおり配置された。

こども相談部は、こども相談第一課及び、こども相談第二課の2課制で職員数は14名。

平成17年4月1日

市町村合併により、管轄区域が2市と北郡2町、西郡2町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併） つがる市（木造町、稲垣村、車力村、柏村、森田村合併） 鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町
--

こども相談部は、こども相談第一課、こども相談第二課の二課制で職員数は13名。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、こども相談総室（五所川原児童相談所併置）となり、課制が廃止され、次長が配置された。職員数11名。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が組織統合され福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所が併置）となる。職員数は11名（兼務2名）

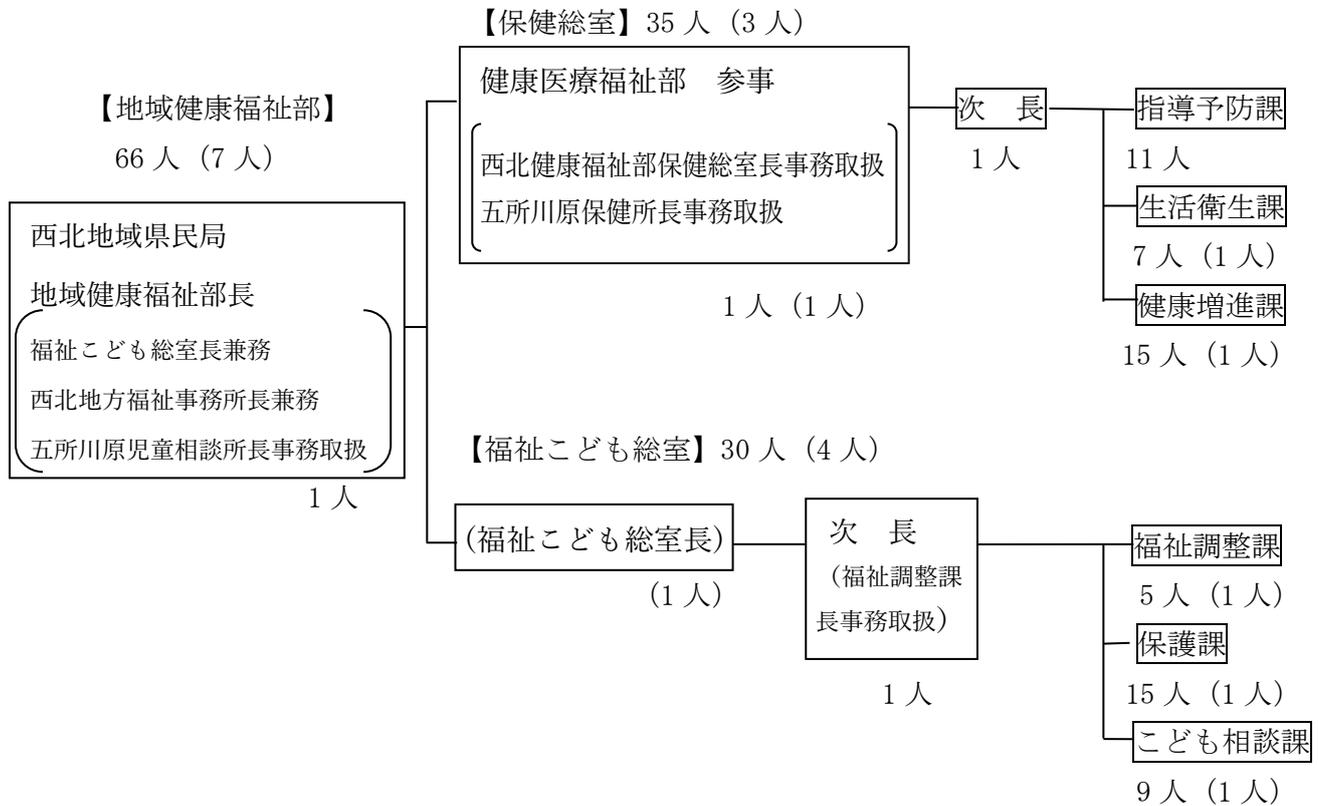
令和4年4月1日

市町村支援児童福祉司及び保健師が配置される（いずれも兼務）。職員数は14名（兼務4名）

3 機構図と分掌事務

3-1 機構図

(令和6年4月1日現在)



※職員数は正職員の数。()は事務取扱兼務〈再掲〉

3-2 分掌事務

(1) 保健総室（五所川原保健所）

<指導予防課>

1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医師臨床研修に関すること。

<生活衛生課>

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、住宅宿泊事業法、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容師及び美容師に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 温泉に関すること。

＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

(2) 福祉こども総室（西北地方福祉事務所、五所川原児童相談所）

＜福祉調整課＞

1. 地域共生社会の推進に関すること。
2. 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること。
3. 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
5. 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること。

＜保護課＞

1. 生活保護法に関すること。
2. 社会福祉統計に関すること。

＜こども相談課＞

1. 児童の養護・非行・不登校・育成・保健・障害等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
2. 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導に関すること。
3. 心理判定・心理治療に関すること。
4. 医学診断及び指導に関すること。
5. 里親の調査指導、里親会の育成指導及び民間フォスターリング機関との連絡調整に関すること。
6. 障害児施設給付費の支給決定に関すること。
7. 市町の子ども家庭相談への支援に関すること。

3-3 各総室別・職種別職員数

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

職 種 総室・職名		一 般 事 務	心 理 判 定 員	福 社	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 劑 師	保 健 師	栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	水 産	合 計
部 長		1											1
保 健 総 室	総室長				1 (1)								1 (1)
	次 長							1					1
	副参事												
	総括主幹						1		1				2
	課 長						(1)	1	(1)				1 (2)
	主 幹	1					2						3
	主 査	3					1	1	2	1	1		9
	主 事	3											3
	技 師					1		3	9	1		1	15
	小 計	7			1 (1)	1	4 (1)	6	12 (1)	2	1	1	35 (3)
福 社 こ ど も 総 室	総室長	(1)											(1)
	次 長	1											1
	総括主幹	1	1										2
	総括主幹専門員	1											1
	課 長	(2)	(1)										(3)
	主 幹	3	2										5
	主 査	5	1	1									7
	主任専門員	1											1
	主 事	8	1	4									13
	小 計	20 (3)	5 (1)	5									30 (4)
合 計		28 (3)	5 (1)	5	1 (1)	1	4 (1)	6	12 (1)	2	1	1	66 (7)

※ 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等数は計上していない。

注 1 () は事務取扱兼務《再掲》

2 福祉子ども総室の総括主幹専門員、主任専門員は再任用フルタイム職員であり@1人でカウントしている。

4 令和6年度各総室行事予定

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
総室・課							
保健 総室	指導予防課	五所川原保健所結核診査協議会（以降毎月2回開催）		不正大麻・けし撲滅運動（～9月） 薬物乱用防止啓発促進事業（～2月） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（～7月） H I V検査普及週間（1～7日） 薬物乱用防止指導員連合協議会（書面開催）	医薬品・医療機器等一斉監視指導（～12月） 「愛の血液助け合い運動」月間 献血感謝の集い 財務事務検査 薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会		結核予防週間（24～30日） 救急医療週間（8～14日） 西北地域感染症対策研修会
	生活衛生課	理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視（～3月） 特定建築物監視（～3月） 温泉利用・レジオネラ施設監視（～3月） 食品衛生責任者講習会（実務） 学校給食施設監視（～7月） カンピロバクター食中毒及び腸管出血性大腸菌食中毒対策（～3月） 食品表示対策（～3月） 食品施設監視指導（～3月）	食品収去検査（～3月） 食品衛生責任者講習会（養成、実務）	食品衛生推進員講習会 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 仕出し、弁当による食中毒予防強化月間（～10月）	遊泳用プールの衛生監視 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 食品等夏期一斉取締り	食品衛生月間 食中毒予防キャンペーン きのこ食中毒予防月間（～10月） 社会福祉施設等給食監視（～3月）	食品衛生責任者講習会（養成）
	健康増進課		世界禁煙デー及び禁煙週間（31日～6日） 給食施設栄養管理指導（～2月）	世界禁煙デー及び禁煙週間（31日～6日） 第1回西北地方保健協力員代表者会議		西北地方保健協力員連絡・研修会 市町行政栄養士連絡調整会議・研修会 第1回新任保健師研修（地域保健関係者研修）	健康増進普及月間 自殺予防週間（10日～16日）
福祉 子ども総室	福祉調整課	西北郡民生児童委員協議会理事会		西北郡民生児童委員協議会総会・研修会	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第1回総会（つがる市、中泊町）		第1回地方福祉事務所長会議
	保護課						
	子ども相談課		児童福祉週間（5～11日） 西北五里親会総会		児童相談所業務検討会議（中央児相）	児童相談所長会議（中央児相）	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健 総室	指導予防課	くすりと健康の週間（17～23日） 麻薬・覚醒剤大麻乱用防止運動（～11月）	予備監査	世界エイズデー（12月1日）・レッドリボンキャンペーン 西北五地域災害医療対策協議会	はたちの献血キャンペーン（～2月）	市町村献血推進事業担当課長会議 西北五地域保健医療推進協議会	
	生活衛生課	生活衛生・食品衛生関係職員研修会 食品衛生責任者講習会（実務）	ノロウイルス食中毒予防月間（～2月） 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 食品営業施設（フグ）監視	食品等年末一斉取締り 食品営業施設（ハタハタ）監視 食品衛生責任者講習会（養成）		食品衛生責任者講習会（養成）	
	健康増進課	難病対策地域協議会 母子保健ネットワーク会議	西北五地域生活支援広域調整会議 県民健康・栄養調査 8020運動推進特別事業研修会	第2回新任保健師研修（地域保健関係者研修） 精神科救急医療システム連絡調整委員会	保健師業務連絡会議 第2回西北地方保健協力員代表者会議 第3回新任保健師研修（地域保健関係者研修）	給食施設栄養管理指導事業事業研修会	自殺対策強化月間
福祉 子ども総室	福祉調整課	青森県社会福祉大会（青森市）	西北郡・五所川原市・つがる市民生委員児童委員合同研修会	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第2回総会・研修会（つがる市、中泊町）		第2回地方福祉事務所長会議	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第3回総会（つがる市、中泊町）
	保護課			生活保護法施行事務監査（17日～20日）			福祉事務所生活保護担当課長及び査察指導員等会議
	子ども相談課	里親月間 青森県児童相談所と警察による合同研修（警察学校）	児童虐待防止推進月間			児童相談所業務検討会議（中央児相）	児童相談所長会議（中央児相）

5 令和6年度相談等日程表

(1) 保健総室

実施項目	実施曜日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第2火曜日 6月13日は特設日 (13:30～15:00)	午後3:30～4:45
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前9:00～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前8:30～午後5:15

(2) 福祉こども総室

随時（月曜日～金曜日午前8:30～午後5:15）

6 令和5年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(1) - 1 保健総室関係

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康福祉政策課	3,000	3,000		
延滞金	303,630	0		303,630
過年度収入	303,630	0		303,630
知事部局	303,630	0		303,630
雑入	97,390	97,390		
雑入	97,016	97,016		
知事部局	97,016	97,016		
光熱水費	20,010	20,010		
みちのく有料道路回数券払戻	77,006	77,006		
総務費	374	374		
情報公開	374	374		
個人情報保護	0	0		
計	404,020	100,390		303,630

(1) - 2 証紙収入 (保健総室)

(単位：円)

科 目	件 数	金 額
総務手数料	27	19,650
証明	27	19,650
総務学事課	27	19,650
環境保健手数料	661	8,691,100
医薬費	179	1,327,200
医療施設等許可	3	79,000
麻薬免許	103	411,200
医薬品医療機器等	73	837,000
自然保護費	21	735,000
温泉	21	735,000
生活衛生費	461	6,628,900
食品関係営業許可	434	6,045,900
興行場営業許可	1	8,600
公衆浴場営業許可	4	88,000
旅館営業許可	9	183,400
理容所等開設検査	8	128,000
クリーニング所開設検査		
建築物衛生管理業者登録	5	175,000
計	688	8,710,750

(1) - 3 福祉こども総室関係 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
雑入	52,344,336	18,746,908	80,032	33,517,396
民生費	19,835,896	16,930,003		2,905,893
生活保護費	19,835,896	16,930,003		2,905,893
生活保護費返還金(63条)	19,031,739	16,767,808		2,263,931
生活保護費返還金(78条)	84,061	71,500		12,561
生活保護費返還金(戻入)	720,096	90,695		629,401
過年度収入	32,508,440	1,816,905	80,032	30,611,503
知事部局	32,508,440	1,816,905	80,032	30,611,503
生活保護費返還金(63条)	12,432,276	744,471	48,020	11,639,785
生活保護費返還金(78条)	18,463,274	908,745		17,554,529
生活保護費返還金(戻入)	1,612,750	163,689	32,012	1,417,049
督促手数料(措置：こ)	140			140
計	52,344,336	18,746,908	80,032	33,517,396

(1) - 4 母子父子寡婦福祉資金特別会計 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
母子福祉資金貸付金収入	66,891,953	36,811,375		30,080,578
現年度収入	37,240,544	33,078,887		4,161,657
元金	37,240,544	33,078,887		4,161,657
利子				
過年度収入	29,651,409	3,732,488		25,918,921
元金	29,651,409	3,732,488		25,918,921
利子				
寡婦福祉資金貸付金収入	1,781,800	1,411,882		369,918
現年度収入	1,437,858	1,375,881		61,977
元金	1,437,858	1,375,881		61,977
利子				
過年度収入	343,942	36,001		307,941
元金	343,767	36,001		307,766
利子	175			175
父子福祉資金貸付金収入	851,982	569,239		282,743
現年度収入	590,191	506,160		84,031
元金	590,191	506,160		84,031
利子				
過年度収入	261,791	63,079		198,712
元金	261,791	63,079		198,712
利子				
雑入	113,160			113,160
現年度収入				
過年度収入	113,160			113,160
計	69,638,895	38,792,496		30,846,399

(1) -5 福祉こども総室関係 (五所川原児童相談所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
民生負担金				
児童福祉費	3,158,160	2,327,510		830,650
児童心理治療施設等措置費				
乳児院・助産施設措置費				
子ども自立センターみらい費	27,000			27,000
里親・母子生活支援施設措置費	3,030,360	2,244,710		785,650
知的障害児等措置費	100,800	82,800		18,000
計	3,158,160	2,327,510		830,650
過年度収入				
知事部局	1,872,630	193,500	0	1,679,130
児童心理治療施設等措置費	9,400			9,400
乳児院・助産施設措置費				
子ども自立センターみらい費				
里親・母子生活支援施設措置費	1,296,730	189,500		1,107,230
知的障害児等措置費	566,500	4,000		562,500
計	1,872,630	193,500	0	1,679,130

(2) 歳出

(2)-1 一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
総務費	66,000	66,000	0
総務管理費	66,000	66,000	0
財産管理費	66,000	66,000	0
民生費	548,404,340	534,842,500	13,561,840
社会福祉費	15,802,658	14,294,373	1,508,285
社会福祉総務費	12,381,000	11,206,269	1,174,731
福祉事務所費	2,889,258	2,789,844	99,414
老人福祉費	230,000	91,300	138,700
婦人福祉費	128,000	32,560	95,440
女性相談所費	34,000	34,000	0
地域福祉費	140,400	140,400	0
児童福祉費	16,350,682	15,322,657	1,028,025
児童福祉総務費	1,216,000	1,200,000	16,000
児童福祉総務費（繰越）	500,000	0	500,000
児童措置費	10,619,400	10,618,802	598
児童相談所費	3,917,282	3,477,330	439,952
ひとり親家庭等福祉費	93,000	26,525	66,475
障がい児福祉費	5,000	0	5,000
生活保護費	516,131,000	505,225,470	10,905,530
生活保護総務費	4,174,000	4,012,947	161,053
扶助費	511,957,000	501,212,523	10,744,477
災害救助費	120,000	0	120,000
救助費	120,000	0	120,000
環境保健費	24,899,547	19,772,616	5,126,931
公衆衛生費	9,743,610	6,598,672	3,144,938
結核対策費	1,889,600	1,480,394	409,206
予防費	5,017,400	2,631,227	2,386,173
母子保健対策費	254,900	195,440	59,460
精神保健福祉費	1,111,210	877,730	233,480
生活習慣病対策費	1,470,500	1,413,881	56,619
環境衛生費	1,907,160	1,857,600	49,560
食品衛生費	1,445,000	1,397,640	47,360
生活衛生総務費	370,160	367,960	2,200
生活衛生指導費	92,000	92,000	0
保健所費	11,792,707	10,141,889	1,650,818
保健所費	11,792,707	10,141,889	1,650,818
医薬費	1,398,070	1,116,455	281,615
医務費	576,000	318,975	257,025
薬務費	263,340	262,900	440
企画調整費	558,730	534,580	24,150
自然保護費	58,000	58,000	0
自然保護総務費	58,000	58,000	0
計	573,369,887	554,681,116	18,688,771

(2) -2 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

款項目	令達額	支出済額	残額
母子父子寡婦福祉資金貸付	39,440,000	28,466,206	10,973,794
母子父子寡婦福祉資金貸付	39,440,000	28,466,206	10,973,794
指導調査費	440,000	437,206	2,794
母子福祉資金貸付費	30,000,000	22,082,000	7,918,000
寡婦福祉資金貸付費	4,500,000	2,952,000	1,548,000
父子福祉資金貸付費	4,500,000	2,995,000	1,505,000
計	39,440,000	28,466,206	10,973,794